

え清掃法の特別指定を受けたいといふことと云うことがありまして、ここに福生町に清掃条例を作成いたしました。この事業にかかるといふことになつたか、やうに存じます。

その時にあつたとして昭和三十四年度理事者の方から提案されまして、直営に基づきましての予算として三十四日に厚生委員会にかけられました。

その時に我々委員会としましては慎重に審議いたしました結果、直営でやればこの程度の予算がかかるということとは確認したわけであります。

これをいかにいふかという段階に入つたわけでありまして、今理事者の説明がございまして、いかに一番問題となりましては受益者の負担する額であります。こゝういふ、色々検討いたしました。この位の予算がかかるという前提に対して、理事者におきまして、実はこゝうい

う場合に、一部請負にまかせればなんとかなう、少し安くできるのではないかと云う意見がありまして、我々として委員会は、いかに感があるが、なにか資料がほしいと申し上げました。ところが、こゝういふ話しかつたのです。しかしながら、厚生委員会としまして、我々が直営、予算に基づきましての理事者の提案を審議ということとは出まるとあります。しかし、一部請負に変更するということの審議は不可能ではないかと云うような厚生委員会の強い意見で、今日の協議会を用いていただくとして、こゝういふ問題を委員会として報告して、そして本協議会に臨みたいと云うに存じたいわけでありまして、こゝういふ段階にあつて御質問が出たのであります。非常にこれは重要な問題であり、直営にあつての予算と云うことで、我々委員会としては了承し、この程度でよろうといふことになつたのですが、今理事者の一部請負制度、こゝういふ

受益者負担という具解になつたのです。がわれ／＼町民を代表する議員の立場で今理事者の御説明にあるように一部を清掃するのであるかそうでなくして清掃条例と云ふのをひく以上、町をきれいにするため全般的に考慮されて受益者負担を行うのか、こういう重要な問題があるわけであります。

どうか委員会といたしましては根本的な重要問題がありますので、今理事者が申し上げました一部請負制度という問題に對しましては本会議ないしは協議会に於て了承を得ない限りスタート出来ないうと執行機関を考ふるわけであります。

そういう調査を理事者に与えていただくことと共に我々厚生委員会もこれに、にうみあわせて今後審議をしていただくということになりますればよいのではないかと考へておりますので、宜敷く御了承いただきたく存じます。

一七番(大久保郎) この關係を今日の全員協議会で審議してよいのか、報告だけでとどめるのかどうか、理事者の考へ方を伺います。

一助役(藤崎俊夫) 議会運営委員会は厚生委員会の前でありましたので、厚生委員会にお諮りしてなんとか結論を出していただくことでないかと又は出していただくか、つたならば、実はこの全員協議会で重要な問題でございしますので御審議願わなければならぬと、そういう考へかはつきり、厚生委員会を開催する前に考へがまとまつておらないので、(こう)した不手ぎわをしてしまつたわけであります。

出来ずれば御審議をいただきたく思います。

一六番(中西虎蔵) 大だ今助役から出来るならば審議していただくこと、ということですが、どうしてえやうなければならぬと思ひますか、今私え過程を申し上げましたが出来なうばはこの案を協

議会です承していただきまして理事者において十分一部請  
員制度等調査をして御検討願うことがよいのでなからうか  
と思ひます。並敷くお願ひ申し上げます。

三番(田村祐二)理事者にお伺ひいたします。

この計画は細部に渡つての御計画のようでありますがただ  
今厚生委員長の審議のお話の模範を聞いてみますとまだ  
結論が出ておらないので研究すべきことを理事者に出し  
てやるという形になっておるようですが大体理事者の考  
え方ではいつか実施いたす計画をお持ちなのであり  
ます。ようか 時期的な問題にふれていなかつたようであり  
ますのでこの点御質問いたします。

一助(渡辺清蔵)先程申し上げました通りえうすでに時期は遅れて  
いる状態になつておりますのでなるべく早期に事業開始を  
したいと思つております。私共の念願であります。現在の

目標としては遅れましてえ五月の半ばには事業を開始  
いたしたいと思つております。このように考えますので本日  
御審議をいただきて結論がでるならば誠に結構だと思ひま  
す。

一五番(渡辺三郎)理事者にお伺ひしたいと思ひます。

現在のじん芥処理施設で充分なる処理が出来るかどうか伺ひ  
ます。

一町長(瀬古清蔵)ただ今の渡辺議員さんからの御質問であります。が  
その施設面に対してしましては先程申し上げました通り、原  
処理場の敷地に現在は恨んでおるわけでありまして、

いづれなんらかの方法によつて一日え早く決定線を見出さな  
ければならない段階であります。そういう面を考へ合わせ  
まして現在のじん芥処理場を十分利用いたしまして、じん  
芥は従来通りに焼却していく、同時にちゆう芥の処理と

いう面を考之合わせていく予定です)

一、大澤(大澤) 今、町長の説明では出来るだけ早い期間に実施  
をしたいと思います)

こつこつと実については私達も良くわかるわけ(わ)です、出来れば本日御決定を願いたつという事です、がこれえ当然早ければ結構なことでありますがそれについてえし審議するならば直営でやつた場合にはこうである請負にやつた場合にはこういう関係になると言うことのお資料をまずこの時間に呈示してえらいたつ、その上に於て審議を行うべきである

えしその資料の裏付けがない上に立つては早急に調査を行なつて厚生委員会等で検討願つて次の議会に提出していただく、といふことを要望いたします)

一、町長(瀬吉清蔵) 先般の厚生委員会でえ十分御検討いたつたわけ

ですが直営でやる場合本日提出したしまして、資料でござい  
ますがこれを請負制度でやります、以上人権費といふゆる  
車の油代、そういった面の経費が約一拾万かなり、これが直営  
の場合と請負の場合、先程申し上げましたように二割程  
度は何とか安く出来るのではないかと、言うことであります  
と申し上げるのは先程申し上げました様に人夫の使われ  
けであります、が直営でやる場合の人夫は急げると言う  
わけではあります、なか、なか、その監督に目をそそ  
がせるのが相当難事であらうと、言うことを考之るのであり  
ます)

直接の仕事の面だけ、人夫を使用することと車の油代等を  
請負制度の方にまわして、本年一年はテストケースという  
ことになるかえしれません、がそれで御了承が得られるなら  
ばやつてみたい、と言う気でおるわけです、あります)

資料を調べると言う事、又に於ては、いわゆる先進都市のやつておることを見聞いたしまして、一長一短がありますし、又なか／＼監督できるような仕事には、どこもなつていない、と言うことが、いわゆる事業は、難事業だ、と言うこと、と云われるわけ、です。結局問題は、受益者の負担、というものを、どの程度で押さえて、やつていくか、ということであり、ます。現在の段階、といたしましては、以上であります。

一、三番(有藤真二) この計画は町全体の計画であるか、町全体がその計画にはまつてゐることであつたらう、ば計画以外の地域、というのが、あるのは、これは不当だ、と思う。これは全地域によつて差別をつけると、言うのは、どここの地域で、れじん、芥に於ては、捨場がなく、困つてゐるようであり、ます。

この表を見ますと、鍋一、二、南、内出、永田、長沢、二、加美一、二、これだけが、本計画以外の地域となつて、おりますが、

鍋一、二、谷戸あたりでも、農家以外の家庭、におつては、相当じん、芥の処理に困つておる、希望によつては、と言うことは、これは希望しなければ、そのうちに捨てて、え、いつのか、町全体の計画であつたらう、ば町全体を、され、つにしよう、ではないか、と考へられ、ます。こういう計画を、どう、いう気持ちで、作つたのか、疑念を、えつたので、ありまして、我々、鍋一、二の住民であれば、鍋一、二の住民にお諮りいたしまして、計画の中に入れて、いた、らう、て、これは、勿論、武蔵野におきまして、れ、は、敷の何分の、いく、つか、になつて、おりますが、鉢を、廻らして、え、これは、出さ、ない、家は、出さ、ない、で、これは、やはり、希望、という、場面、に入つて、くる、のではない、か、と、考へ、ます。町全体を、され、つにする、上、におつては、どの、地域、れ、差別、なく、やる、こと、か、本、当、で、は、ない、か、と、考へ、る、ので、理事者の意見をお聞、き、した、つ、と思、ひ、ます。

一、町長(瀬吉清蔵) 有藤議員さんにお答へ申し上げます。



お説の通りであります。別に地域を特別の場所と切りはなしてどうということではありません。当然福生町全地域が清掃条例の指定を受けたい以上その線にそつていづれ条例を御審議をいただくのであります。がやつていくということは当然でありまして、ただ農家地帯が養豚をやつておる農家もあります。しそういう方々は自らの勝手口から出るちゆう芥のサでなく、よその分まで集めてやつておられる人えいるわけですから。そういう面を考へますと、結局対象にして無理に入つていただく。いてえ今の段階では無理ではないかと考へられます。じん芥という面では勿論申込がある場合人夫をまわしまして掃除をしておるのか現状であります。例へば武蔵野地域の五十戸と申しましてえ住定の密集してある都営住宅をさしてあるわけでありまして、現在えやはり掃除はしてあるわけでありまして。

南であらうと鍋ヶ谷戸であらうと申込があればたとえ戸数が少なくともリヤカーをまわして掃除をするような仕組になつております。今までの過程は先程申し上げました様に一應現在までやつてきたじん芥処理の事業は大体干渉すなわち本町周辺に大体かぎられておりまして勿論牛糞地と申込のある所には人夫がリヤカーをえつてまわつておるわけですね。

ちゆう芥の処理の場合は今申し上げたようなわけで大体地域的に考へましての結果でありまして、このプリントに掲げたえのが決定的なえものではありません。今までの段階から想起いたしまして人口密度の高い面から考へ合はせて一つのデータであるとして御了承いただくと思ひます。

一十七番(大久保郎) この関係については有藤議員から御質問がありましたが、実際このようにやるのかというところ、有藤議員が言われたよ

うに各所から出てくる、こういう面は審議を行なう上になつては過程にそつて行なうべきではないかと思ひます。その英ど  
うなのですか。審議をこれから進めていくのか、要するにこの関  
係について充分検討してらうつて又は厚生委員会に先検討  
していただく。議会でやるのか本日やつていくのか、協定にお諮  
り願ひたい。その上になつて審議するなう審議する方法  
に願ひます。

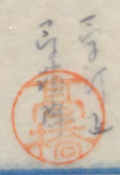
一五番(山下幸三) その前に本問題につきましては非常に先程係助役  
さんから説明がなされたが受益者負担という重要な問題が  
ありますので我々議会の立場として先本年度当初予算  
を議決し施行にあたる直前でありますので、こうした関係に  
つきましては本問題については相当重要視される問題であると  
考へます。

たしかに提案されたこの問題については条例にのつとつて、町の  
中を美しく清掃された環境にすると云ふことは理事者の  
考へるのれ議会在が考へるのれ同じだと思ひますが内容にお  
いては相当重要な内容をもち、質疑等々ありますので担当  
委員会の方でも十分審議をしていただくとしてその上になつ  
て完全にこの問題进行处理してゆくように考へるべきであり  
ます。かような考へでありまして本問題につては報告  
程度に留めていただくとして次回に送つていただくのと  
いうことを考へるわけであります。

一六番(渡部明) 当初昭和五十六年度の二つの処理につて一は助役さん  
の説明がなされたがその説明を聞いておりますと直達の手算  
に對しまして各資料を集めた所のプリントを私達がいただく  
その時の助役さんの説明の中にこの中には色々と意見があると  
思ふ。この意見の中には直達又は請負制度ということがある  
がこれについては又協定から十分な御審議をなされたという

二とを御報告なされたと思ひますが私が聞いておる限りにおいて今日の会議においては予算案に対して直迄のみに議員さんとは考へておられこれを請負制度にしろというような議会の声は聞いておられないわけです。今までの理事者の説明を聞くときと当初からの計画と違ひます。今度これを請負制度にするのだというような制度の説明をされたわけであります。この制度を聞いておりますと人権費において直迄と請負とどんな差があるのかという資料を以ておらん漠然とした御報告ではこの重要な案件は本日審議しろという段階ではないと思ひます。尚本日残つておる重要な議題を数多くあるので本件は審議を次回に延ばすか又は担当委員会にお任せして決論を出してもらうなり、かように考へますので空敷くお願ひします。

二番(西村光人)本問題に対して町長に私の聞き違ひかどうか今度井議員も同じように聞いたのですが町長の第二回目の話と第二回目の話とくいつ違ひがあるように聞こえるのですが第二回の町長の説明では人権費と人夫の方だけを請負にするというように我々も聞きとれました。



次に第二回目には他の議員から質問の時に車を請負業者に買つてやるというようにえとられました。どちらが町長の方針かはつきりしたことをお聞きした。これが一英とえう一つ町長は一年間やつてみたということをおつしやられたのであります。が請負業者としてえし人権費、人夫だけならまだしえ車を三台も買わして一年間の契約ではたして請負者が方針が立つたのかという問題であります。が程度請負わせるといふ場合には年限は、はつきりと一応何年とか一年だけやつて二年目はどうなるかわからないでは請負者としてどなたかやつては困難ではないかと思ひます。車を含めて請負わせるのか

請負契約は一年とするのか、その点御答を願いたいと思ひます。

一町長(瀬川清蔵) 西村議員にお答之申し上げます。

昨年来私共考えて来たことはどうしても請負制度の方が安くなる、しかれ仕事は円滑にいくというように考えて来たので決して私の心境はかわつておりません。

しかし予算を計上した上において勿論色々な面で御指摘の通りであります。が根本的な基礎的材料がなくしては予算には計上できないのであります。一応一台の車を購入するという前提に立つて千五百戸を対象にした予算が計上されたのであります。が現実には勝に事業面に入らうとするにはどうしても赤字、有藤議員さんの先程の御要望など考へ合ませます。と我々の予期以上の家庭が出てきます。と云つと戸数はふえてくるのであります。従ひまして事業面

が複雑になつてくるわけですが考へ方として車は町で整備すると昨年来考へ合せて来たことと現状と間違ひはありませんし又そういうことを申し上げたことありません。ただ人夫という面に対しては先程も述べましたように普通の仕事と違ひまして特殊の仕事だけに人道に立つて指揮するものがないてはうまくいかなうのが現状でありましてそういう面から考へますと雇用関係の色々な制度等を考へますと同時になか／＼人夫の使用ということとはむづかしいのであります。

収集に対しての人夫とガソリンを請負制度にもつていつてやるのが一番賢明ではないかと考へ合せてまつた様なわけでありまして、考へ方は当初と現在と違つておりませんことを御了承願ひたいと思ひます。

一十七番(大久保郎) 大分お話をこうした関係につきまして各議員さんから

非常に結構だから早速に本日審議すべきであるという意見は全然出てないわけです。二の関係について一番慎重を期して現在まで心配なされてゐる厚生委員長さんからぜひ本日御審議願いたいということは言つておらん、こういう関係についてでは議会は本日は審議は行なうべきではない、早速に議会を招集してそれまでに理事者も十分検討していただく、厚生委員会にも検討していただく、次の議会でこういう問題は審議していただくというように願います。

一六番(山下幸三)当然また資料の収集が不徹底であると思ひます。その裏は厚生委員会においてその内容を検討、受益者負担との問題を充分研究していただく、そして現状におきましては受益者の中には異論がでてきておるといふのは地域のまわりかたに差別がある一方には毎日来ておるが一方には一週間たつて来ないというようにあることがあるので今回は大巾に広げていくという



場合には慎重な計画とこの準備をしなければならん、かような観念に立ちましてこの内容については研究を行ない、そして万全の準備、体勢の上に立つて秋々にお諮りを願いたい(四番吉田清)ただいまの件について我々厚生委員といたしまして付託された件について厚生委員会のまとまつた意見を申し上げられなかつたと言ふことはお説を申し上げますが私達は厚生委員会に御付託願つたのなうどこまで直道を対象としての御付託を願つたので厚生委員会の開催によつて請負という線が出ました限り、それを私達が取りあげて審議をしてよいのかどうかという線に大きな問題がおきて、先程委員長が申されたように議会といたしまして直道とあわせて請負を検討してみろという皆様の意見で再度御付託願ひましたか厚生委員会のあり方は直道の型でなつて御付託願つたものが中間において請負にかわりつつあるか